

(別紙)

厚生労働省の業務改善事例

(平成23年2月第1週までの報告分)

○改善事例1

障害年金における人工透析施行者の有期認定サイクルの延長とこれに伴う取扱いの統一

【改善点】

人工透析により障害年金を受給されている方から、人工透析を継続している以上、病状に変化がないにもかかわらず、2～3年毎に診断書が必要になることに対して寄せられた国民の皆様の声を踏まえ、負担軽減の観点から、人工透析により障害年金を受給されている方の認定サイクルの延長及びこれにかかる障害基礎年金、障害厚生年金の実務上の取扱いを統一いたしました。

変更点は、次の通りです。

- ・人工透析施行者であって合併症がなく症状が安定している方については、有期年数を5年に延長します。
- ・70歳以上で引き続き人工透析を行っている場合は、診断書の提出を不要とすることとします。

なお、お一人お一人によって症状が異なるため、個々の症状に即して判断することとなりますのでご注意ください。

(照会先)

年金局事業管理課障害認定企画係 (内線 3603)

○改善事例 2

現行の男女雇用機会均等法に係る Q & A の掲載

【改善点】

都道府県労働局の雇用均等室では、男女雇用機会均等法（以下「均等法」）などの法律に関するご相談に応じるとともに、必要な指導、援助を行っています。

均等法の解釈や各種支援策等について、国民の皆様により詳しくご理解いただけるよう、均等法に関する代表的なものと、それに対する回答（均等法 Q & A）を厚生労働省ホームページに掲載していますが、インターネット上で求人・求職情報の提供を行う事業者の方向けの Q & A を 1 問追加しました。

（参考）均等法 Q & A

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/q-a.html>

（照会先）

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課法規係（内線 7838）

○改善事例 3

鳥インフルエンザに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金の利用について具体的な活用事例の掲載

【改善点】

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度です。

本助成金は、鳥インフルエンザ被害拡大に伴う経済上の理由で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

このことを広く周知する観点から、具体的な活用事例とともに、厚生労働省ホームページに掲載しました。

（参考）鳥インフルエンザに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金の利用について

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a07-1.html>

（照会先）

職業安定局雇用開発課産業対策係（内線 5777）

○今週の現場訪問・意見交換

医薬品・医療機器情報配信サービス活用のための意見交換会の開催

【概要】

医薬品や医療機器の安全性に関する重要な情報が発出された際に、（独）医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という）から電子メールにより、登録した医療関係者等に情報を無料で配信するサービス（愛称：PMDAメディナビ）が提供されています。

医薬品・医療機器の安全対策の向上のため、このサービスの認知度を高め、登録者数を増やす方策及びこのサービスのさらなる拡充を目指して、病院、診療所、薬局等のユーザー側、情報源となる製薬産業・医療機器産業の関係者、並びにサービスの配信に関わるPMDAからなる意見交換会を開催しています。

1月26日に行われた第2回会合では、登録施設数、利用率等のデータや、具体的な改善策に関する資料案を基に、積極的な意見交換が行われました。

本年3月15日に行われる第3回会合を目途に検討を取りまとめ、さらにこのサービスの改善と普及を進めていく予定です。

（参考）「PMDAメディナビ」登録ページ
（PMDAホームページへのリンク）

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

（照会先）

医薬食品局安全対策課（内線 2758, 2751）

（注）この資料は、厚生労働省内の各部局において実施した業務改善事例や実態把握のための取組の中から、主なものを抜粋し、取りまとめたものです。